

特定商取引法及び預託法の制度の
在り方に関する検討委員会
第5回 議事録

消費者庁取引対策課

第5回 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会

1. 日 時：令和2年7月28日（火）14：00～16：56

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- （1）事務局からの説明
- （2）意見交換

4. 出席者

（委員）

河上委員（委員長）、荒井委員、有田委員、池本委員、大森委員、鹿野委員、高芝委員、辻委員、永沢委員、正木委員、樋口委員、増田委員、松岡委員、万場委員、吉村委員

（消費者庁）

伊藤長官、高田次長、片桐審議官、笹路取引対策課長、武田取引対策課課長補佐、小田取引対策課課長補佐、落合参事官付課長補佐

（オブザーバー）

独立行政法人国民生活センター松本理事長、経済産業省、警察庁、金融庁

○河上委員長 それでは定刻になりましたので、第5回「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、委員・オブザーバーの皆様をオンラインでお繋ぎして開催いたします。

それではまず、事務局から接続と資料の確認をお願いします。

○笹路取引対策課長 事務局でございます。まず、委員の皆様はオンラインで参加していただいております皆様の接続状況を確認させていただきたいと思っております。

これから順番に委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、画面のマイクのアイコンをオンにさせていただいてお返事いただき、その後、再度マイクをオフに設定していただきますようお願いいたします。

(各委員とマイクの接続状況を確認)

○笹路取引対策課長 次にウェブ会議の操作を説明いたします。

ハウリング防止及びデータ通信量の関係から、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフに設定していただければと思います。加えて、オブザーバーとして参加いただいております官庁の経済産業省におかれては、マイクだけでなくカメラについてもオフに設定していただければと思います。

御発言をされる際は、お名前と発言されたい旨をチャットで御送信いただければと思います。チャットは会議に参加されている皆様全員が御覧いただけます。音が聞き取りにくいですとか、映像が見えにくい等の不具合が発生した場合は、お名前とその旨をチャットで送信していただければと思います。チャットを送信しても反応が無いとか、入力できないといった場合は、一旦会議から退出して再入室していただければと思います。再入室しても事態が改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号へ御連絡していただければと思います。

ここでカメラ撮影は終了とさせていただきます。

(カメラ撮影終了)

続いて資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですけれども、議事次第に記載のとおり、資料1「委員等名簿」、資料2「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書骨子(案)」、これが今日、御意見、御議論いただきますメインの資料ということになります。それから、資料3「前回会合で御指摘いただいた規制・制度に係る効果検証等の重要性について」は事務局で御説明のための資料を作りましたので、簡単に後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。それから、資料4-1と4-2といたしまして、独立行政法人国民生活センターから御提出していただいたものでございます。こ

他に、池本委員、永沢委員、増田委員、松岡委員から御提出いただいた資料を参考資料としてお付けしていますので御確認いただければと思います。いずれも事務局から事前に委員の皆様へメールでお送りしたものととなっております。また、永沢委員からの資料につきましては、つい先ほど御提出いただき、ホームページへの掲載ができておりませんので、追ってホームページに掲載するようにいたします。それから資料4-2、国民生活センターの資料でございますけれども、個社の特定につながるものであるため、運営要領に基づいて非公表とさせていただきます。委員御本人限りの資料とさせていただきますので、御承知おきいただければ幸いです。

また、本委員会の様子につきましては、音声について一般の皆様にも傍聴していただいております。傍聴していただいている方へのお願いですが、会議の間はカメラとマイクの両方を常にオフの設定にさせていただけると幸いです。マイクをオンにされている方がいらっしゃる場合は、恐縮でございますけれども事務局の方でオフにさせていただきますのでよろしく願いいたします。事務的な説明は以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。

資料2、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書骨子（案）と、資料3の特定商取引法の改正等による効果についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○笹路取引対策課長 事務局でございます。まず、資料2「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書骨子（案）」について御覧いただければと思います。

この委員会で、2月以来、御議論いただきました内容につきまして、大事な基本的な方向性をまとめた原案になってございます。

最初に、「はじめに」というところでございますけれども、この制度改革に当たって認識すべき、重要な背景となる事情について整理してございます。

1つ目は少子高齢化の進展ですとか、様々な技術進歩などを背景に、消費者の脆弱性につけ込む、悪質商法による手口が非常に巧妙化・複雑化してきているということです。

それから2番目はデジタル化の進展で、今までになかった全く新しい環境が出現してきていて、もちろん生活が便利になったり、選択肢もすごく拡大していて、消費者利益がものすごく拡大はしているのですけれども、新しい問題も出てきていますので、これを認識する必要があるだろうと考えます。

それから3番目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、まさに「新たな日常」、ニューノーマルというものが模索されております。国民1人1人のいろんな消費行動、社会生活も大きく変わっていくということが見込まれている中で、こうした消費者取引分野においても、臨機応変に機動的に、先手を打って対応していくことがより重要になっているというところでございます。

その上で2番目、「検討を行う際の視点」ということでございますけれども、まず1つ目は、第1回目の委員会でこの委員会の皆様と御議論した時にフォーカスを当てたように、

消費者被害を発生させているような悪質事業者、いろいろな人から見た「共通の敵」というべき存在にしっかりターゲットを絞って、実効的な規制・制度・ルール、こういったものを作っていくべく、抜本的な制度改革を行うという大方針。

その上で、そうした制度改革にあたっては、健全な事業活動を行う人に不測の影響が無いようにすべきであると考えます。更に新しいそういった制度によって、真面目に取り組む人が何か困ることがあったり、あるいは将来のイノベーションを阻害しないように、きちんとバランスの取れた制度設計としていくことが大事だと考えます。

それから改めてですが、「新たな日常」というものが模索されていく中で、国民のいろいろな消費生活ですとか、社会経済環境を取り巻く状況も劇的に変わるという中で、できる限り消費者の不安を払拭して、こういった消費者取引分野における安全ですとか、そういったことをできるだけ確保していく、そういう環境整備を進める取組を今まさに強めていかなければならないというところでございます。

その上で具体論でございます、「Ⅲ 消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化」というところでございますけれども、ここの全体認識としては、全ての消費者が状況次第で脆弱性を有するような状況になっている。特にいろんな技術進歩、デジタル化の進展などによりまして、そういったところをしっかりと見つめて、いろいろな制度を捉え直す必要があるだろうということでございます。

1番目は、「販売預託取引の原則禁止等」ということでございまして、過去の様々な事案、被害実態、こういったものを見ますと、こうしたまさに販売と預託を組み合わせたような手口というものは、消費者に財産上の被害を及ぼすことが必至な、極めて反社会性のある取引というべきなのではないかということでございます。

通常の事業者の資金調達行為として想定されるようなものでもなく、何か事業とかビジネスモデルとか、そういうものというよりは、まさに反社会性のある手口、行為ということに他ならないのではないかということでございます。その上で明確にこの預託法において、この商法をまさに原則禁止とすべきではないかと考えます。更に十分な抑止力を持った法定刑を設けるとともに、締結された契約については民事上も無効とすべきではないかということでございます。

その上で預託法について、特定商品制を撤廃するとともに、所要の規制の強化ですとか、ルールの見直しですとか、こういったことを行っていくことが必要なのではないかということでございます。

それから2番目、「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」ということでございまして、特定商取引法においても新たな課題に対する対応が必要なのではないかということでございます。特に過量販売など、少子高齢化などの社会経済情勢を逆手に取った悪質商法も非常に問題となっております。こういった分野での法執行を、より迅速かつ強力に行っていくような制度改革を行う必要があるのではないかということでございます。

それから3ページ目から4ページ目にかけてでございますけれども、必要な罰則の強化

ですとか、あるいは民事訴訟、特に特定適格消費者団体の行う共通義務確認訴訟の遂行に資するような措置も考えていいのではないかとということでございます。

それから次にIVでございますけれども、「経済のデジタル化・国際化に対応したルール・環境整備等」ということで、1番目は「詐欺的な定期購入商法」への対応」ということで、必要な規制の強化をするとともに、解約ですとか解除を不当に妨害するような行為も法律で明確に禁止する。それから、意に反して申込みをして締結してしまったような契約については、解約権などの民事上のルールの創設も検討すべきではないかとということでございます。

それから、ガイドラインの所要の見直しも早急に実施して、法執行を抜本的に強化していくことが大事なのではないかとということでございます。

それから2番目、「デジタル・プラットフォームを經由した取引等への対応」ということでございます。

デジタル・プラットフォームのうち、特にオンライン・ショッピングモール、こういった部分でのインターネット通販との絡みで考えていくということでございますけれども、こういったプラットフォームという、非常に便利で、皆が非常に恩恵を受けている、そういう場ができていくわけございまして、ここの取引が行われる信頼性をより増していくということが大事だろうと考えます。

そういった意味において、過去のいろいろな問題となった法違反の事案も参考にしながら、どうしていくべきかということを考えますと、オンライン・モール等における出店者、出品者等について特定商取引法の表示義務がきちんと履行されていることを確保するための措置、あるいは法執行を行うときに出店者、出品者がどこの誰だか分からなくなってしまうということがないように、きちんと追跡することができるような、そのための規定を考えるべきなのではないかとということでもあります。

それから、デジタル・プラットフォームを提供する事業者の皆さんと行政とのより緊密なコミュニケーションというものも大事だろうということございまして、様々な課題、問題に効果的に対応できるような情報共有ですとか、情報交換、その他様々な協議のためのメカニズムを構築することを検討してもいいのではないかとということでございます。

続きまして3番目、「国際化への対応」ということでございますけれども、海外の事業者も、日本の消費者に何らかの害を被らせれば法執行が可能なわけでございます。海外の事業者への法の適用と執行については、当然、国内事業者とイコールフットイングで行っていくということは紛れもない大原則でございまして、この点、外国当局との執行協力はどんどん進めていって、海外の事業者が何らかの違反行為を行ったときにも、効果的に対応できるような枠組みを整えていくべきではないかとということでございます。

それから、「V 「新たな日常」における課題への機動的な対応」ということでございます。「新たな日常」ということで、家にいる機会も多いですし、外出が制約されたり、外で買い物をするとき三密を防止するといったことも求められる中で、通信販売の重要性と

というのは、国民の社会生活にとって未だかつてなく高まっていると言えるのではないかとに思っています。国民にとって、本当に重要なそういう市場取引について、より一層の信頼性ですとか透明性、公正性を確保していくということは非常に重要だと考えております。

前の論点との反復にもなりますけれども、そういった意味において、消費者被害を発生させるような、「共通の敵」というべき、そういう詐欺的な事業者がこの通信販売市場で何らか活動しているようですと、消費者というのは不安ですし問題も生じますので、この部分については毅然とした対応を取っていく必要があります、そのための実効的な法制度と、それを執行していくことが大事だというのが1つ。

それから、産業界の自発的な取組ということも、強く後押ししていくべきであろうということ。それから、消費者がしっかりと的確な情報を持った上で賢い選択をしていけるような、そういう取組も大事だろうということでございます。

その上で個別論については、この新型コロナウイルスのいろんな問題が起きる中で、送り付け商法というものの新しいタイプが出てきています。マスクなどが送り付けられているということがございまして、この辺に対しても国民の不安を払拭していけるように、いろんな制度的な面での検討が必要なのではないかとということでございます。諸外国の法制も参考にしながら、必要な制度的な措置を検討すべきということでございます。

その上で6番目でございますけれども、「今後の検討課題」ということで、この委員会の議論で皆様に出していただいた課題について、今後とも引き続き検討していくアジェンダについて整理してございます。特定継続的役務に係る新たな対象の追加、アフィリエイト広告の違反行為への対応、それから、新たなデジタル取引の出現などを踏まえたBとCの境界の在り方、それから通信販売における適格消費者団体の差止請求の対象範囲の拡大、こういったところについては、引き続き今後検討を行っていくこととして取りまとめさせていただくことでいかがか、ということでございます。

最後に、この報告書の内容は、まさに検討委員会において今まで委員の皆様にしていただきました骨太の議論をまとめまして、今後の政策の大方針をここで明らかにするということでございます。この報告書に提言された内容については、消費者庁において、この後、実務的、法技術的な観点から詳細を詰めた上で早期の実現を図っていくべきものという位置付けでございます。その際、新たな規制の導入に際しては、事前の周知を図るために、一定の時間というものも必要だということが1点。

ただ同時に、早期にこういった制度改革を実施していくということも大事でございますので、その辺のバランスを取って、実際に法律が改正された場合の施行時期というものも考えていきたいということでございます。

それから次に資料3でございますけれども、手短かに御説明させていただきたいと思えます。前回の会合で、過去にもいろいろ法律の改正ですとか、政省令の改正、あるいはガイドライン、通達、その他のいろいろなものの改正で規制の見直しが行われてきました。

その効果をきちんと検証して整理しておくことが大事だろうと、その上で今回の制度改

革も考えていくべきではないかという御指摘をいただきまして、大変正鵠を射た御指摘でもありまして、現時点での最近の制度改正について分析したものについて、御参考までに配布させていただいております。

「基本的考え方」は、詳細は省きますけれども、制度ができてからの社会情勢の変化ですとか、世の中のどう変わってきたかということも勘案しながら、その制度の妥当性ですとか、あるいはその規制・制度があることによる効果などを分析しながら、足りないところをどう変えていくかということに尽きるのだろうと思います。

その場合にいろいろと考慮する、特に消費者法と消費者制度という分野では、こういった項目、1ページ目の真ん中にあるような項目を勘案しながら評価すべきでしょうし、かつ1ページの下の方に書いてあるのですけれども、通常の政策立案の際に合理的な経済人の行動をそのまま当てはめるようなものと、この消費者被害の実態を踏まえた場合というのは必ずしも現実的ではない場合が多々あります。そういった場合は、その限定合理性ですとか、そういったこともきちんと勘案した上で、この政策・制度改革、諸々の効果の検証をしていく必要があるだろうと考えます。

特に、今回の報告書の骨子にも言及してございますけれども、全ての消費者が脆弱性を有し得ると考えます。特定の人が特定のケースで脆弱性を有するというケースもあるのですけれども、そうではなくて、いろいろなデジタル化の進展ですとか、社会経済環境の変化で、いろいろな人が潜在的に誰でも発現し得るような脆弱性を持っている可能性があると考えます。そういった意味において、そういった状況をよく捉えて新たな制度の立案を行うこと、それに先立つこれまでの制度改正の効果の検証・分析を行うということが大事なのではないかなということがございます。

説明は省きますけど、「2. 最近の制度改正ごとにみた効果検証」ということございまして、平成24年の法改正、あるいは平成29年の政令改正、これは特定継続的役務に追加したものです。それから3番目は、平成29年の省令改正によって通販の定期購入に係る規制を強化したというものでございます。通達のガイドラインも改正したりしており、ここでの分析というのは今回の報告書骨子で方向性が出されています制度改革に繋がっているのですけれども、このときの改革・改正が、必ずしも消費者被害の抑制、あるいは悪質な事業者のそういった違反行為の抑止に十分働く状況ではなかったという反省に基づいて、今回の制度改革にも繋がっているということが言えるかと思っております。

それから、平成28年法改正での業務禁止命令の導入ですとか、あと少し遡りまして、平成16年の法改正の、合理的根拠を示す資料の提出命令の規定に係る導入でございます。この点についても今回の制度改正にも繋がっているということでございます。

それから法執行に伴う効果ということも今回分析をしております。特商法などの違反事業者に対する法執行を厳格に行うことによって、違反事業者が事業を畳んだり潰れたり、違反行為を繰り返し得なくなる状況というのが出てきておりまして、そういった事業者の過去のいろいろな売上高、契約金額、こういったものの推定累計額を参考にしますと、令

和元年度の1年で行った行政処分の対象事業者についてでございますけれども、トータルで約4200億円の、そういった過去の違法行為などによる売上とか契約があったということが推定されるわけでありまして、法執行をしっかりとやって、足りない制度改正は行って、更に取り締りを行っていく。この繰り返りで、こういったずるいことをする違反事業者の経済的な根源というものを奪っていくことがいかに大事であるか。またそれは、国の経済、あるいは社会生活、こういった面でも極めて重要であるということが言えるのではないかと考えてございます。

この資料については御参考まででございますので、後ほど御覧いただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

○河上委員長 それでは、ただ今から御議論をいただきますが、今事務局から説明をしていただいた資料について、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。私から指名いたしますので、指名したときにマイクをオンにして、ちょっと短くて恐縮ですが、お1人5分以内で御発言いただければと思います。御発言が終わりましたら、マイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

今回ですけれども、あいうえおの逆順で、吉村委員、万場委員、松岡委員というように、御発言をお願いしたいと思います。それでは最初に吉村委員からお願いいたします。

○吉村委員 東京都の吉村でございます。事務局の皆様には、報告書の骨子案を短期間でおまとめいただきまして、どうもありがとうございました。今回の骨子案については、総論として賛成する立場から、意見と何点かお願いを申し上げたいというふうに思います。

まず、報告書の骨子案に沿って申し上げますが、「消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化」についてでございますが、預託法において、販売預託取引を原則禁止するとの方針に賛成いたします。預託法については、特定商品制の撤廃や、勧誘規制の強化、広告規制の新設や、民事ルールの充実などの抜本的な見直しにつきましても、是非実現をしていただきたいというふうに考えております。

次に、「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」といたしまして、特商法の改正の方向性につきまして、基本的には賛成でございますが、今後の具体的な検討にあたっては、東京都など、地方自治体の意見も是非聞いていただきまして、法執行の際などに実態に即した使い勝手のいい内容となるよう進めていただくようお願いいたします。

次に、「詐欺的な定期購入商法」への対応についてでございますが、顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為や、解約を不当に妨害するような行為については、早急に規制を強化すべきと考えております。特にガイドラインの見直しについては、早期に実施をしていただきたいと存じます。

また、定期購入においても、消費者の誤認を招くような誇大広告等が、被害拡大の原因となっております。委託した広告業者やアフィリエイトが行っている場合であっても、販売事業者が責任を持つという形にしていただきたいと考えます。

次に、「デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応」についてでございます

が、インターネット通販事業者と消費者とのトラブルの解決におきまして、デジタル・プラットフォーム企業の御協力が大変重要でございますので、是非消費生活センターの相談員が協力を求められるような体制を整備していただきたいと思っております。

また、「国際化への対応」につきましては、相談・法執行の両面で国において積極的に進めていただくことを、自治体として大いに期待しているところでございます。

「新たな日常」における課題への機動的な対応のうち、送り付け商法の規制につきましては、消費者の保管期間を現在の14日間から短縮するなど、消費者の負担を減らす方向で進めていただきたいと存じます。

最後に、「今後の検討課題」に挙げられた点は、いずれも現在、相談現場で苦慮している点ばかりでございますので、早急に検討していただきたいと考えております。是非、今後相談現場の意見も聞きながら、積極的に御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして万場委員、お願いいたします。

○万場委員 万場でございます。私も骨子案の全体の方向性につきましては、悪質業者の排除という点に関して言えば、穏当なのであろうというふうには思います。

ただ、4番目のところでありますけど、定期購入に関してですけれども、これはしつこいようですけれども、現行のその行為規制、その法執行の強化と、法違反に対する厳罰化、それで事足りるということについては、意見に変更はございません。突然ちょっと解約権の導入と創設等も検討ということがありますけれども、前回の改正のときも、解約権については議論があったところで、ペンディングになったはずであります。景表法や消費者契約法の状況を踏まえてということだったと思っております。今回、定期購入問題によって解約権が浮上してきたと、非常に私としては違和感を持たざるを得ないというふうに思います。

特に顧客対応の現場では、消費者の過剰な要求とか、そういうところで非常に大変苦勞する場面が結構出てきております。最近が増えてきております。消費者も契約である以上、取引条件をしっかりと確認する義務もありますし、そこをしっかりと見ていただければ、誤解が無い、誤認が無いというふうに考えているところでございます。安易に消費者の取消権を認めますと、わがままな消費者を増加させるということにも繋がりがねないというふうに、私は考えているところでありますし、2回、3回の回数縛りをするという業者さんも中にはありますが、これは転売ヤーといいますか、安く仕入れて高く売る、そういう転売が非常に横行しているという意味で、それを防ぐという趣旨もあるということをお知らせしたいと思います。

取消権の導入については、そういう意味で極めて慎重な議論が今後とも必要ではないかというふうに思いますし、これは定期購入問題だけではないと、通販の取引全体に関わることなので、是非とも慎重に検討していただきたいというふうに、重ねて申し上げたいと

思います。

それから、5番目ですけれども、「新たな日常」における課題」というところで、産業界の自主的な取組やエンカレッジということ、大変ありがたいことを指摘されておりますけれども、具体的にじゃあ何があるのかと、具体的な方法を示していただきたいと思うのですが、例えばJADMA、通信販売協会としては、消費者スマイル基金の賛助会員になったりして参加をしまして、その助成先である適格消費者団体の方々にも、できるだけ多くの方々に参加していただいて、情報を共有して、悪質な事業者と健全な事業者の峻別を是非お願いしたいというふうに思います。

その上で、悪質商法の兆しを察知したとき、前回も申し上げましたけれども、速やかにアラートを発信できるような、そういう体制をやはり、是非とも整備していきたいというふうに考えております。

それからネガティブ・オプションについて、これは禁止なり、何らかの手当てが必要だということは理解できますけれども、一方で、注文に基づいて商品をお届けする通販会社が、実は被害者になっているというケースもございます。これは具体的にあまり言いませんと、そのやり方、もしくは手法を教えることにもなりますので、詳しくは申し上げませんが、通販会社が偽計業務妨害的なことをされているケースもありますので、そこは考慮していただきたいと考えているところでございます。

それから、御丁寧に資料3で評価の話をまとめていただきましたけれども、この資料につきましては、夕べ夜の8時40分ぐらいに送られてきたもので、また私事で恐縮ですが、午前中は外の会議がありまして外出をしております。先程見たばかりですので、この資料3については、ちょっと評価はペンディングさせていただくしかないかなというふうに考えております。以上でございます。ありがとうございました。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは続きまして松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員 松岡です。よろしく申し上げます。私の方からは、範囲が、意見の方も広いので勉強させていただきました。本質的な骨子案には賛同いたしますが、もう少し要望したいことがあります。

預託法において販売を伴う預託取引については明確に原則禁止すべきとありますので、是非それは実行していただきたいということと、違反に対しては抑止力を持った法定刑を導入し公正性を持たせているということの評価したいと思っております。

また締結された契約について民事上無効にすることも大いに賛同いたします。

それからもう1つ、預託法全般についてですが、特定商品制の撤廃ということが述べられていまして、これは本当に大賛成でございます。預託法全体の抜本的見直しを是非行ってください。骨子の方に触れられております、広告規制とか勧誘規制の導入ということを是非実施していただきたい。

また、クーリングオフ期間を、是非連鎖販売取引や業務提供販売取引と同じように、2

0日としていただきたい。

預託法においても広告規制、勧誘規制にあたって適格消費者団体による差止め請求の規定を設けることに大いに賛成します。ただし、立証責任を相手方に転換する趣旨の規定が必要です。禁止としない預託法対象事業者についても債務超過に陥るなどの事態に備え、供託命令制度や行政による破産手続開始申立権を認めるなど、行政機関が預託商法で不測の事態に陥った事業者の資産を民事救済に当てることのできる制度を検討すべきです。

特商法におきましても消費者庁が実施する行政処分を被害の回復の際に活用できるようにするために、適格消費者団体の行う共通義務確認訴訟の遂行には是非協力していただけるような措置を取っていただきたいということで、この意見については賛成いたします。

行政処分の事案について、共通の原因で多数の被害が生じる被害として、消費者裁判手続特例法改正を被告適格の見直しや、特定適格消費者団体に破産申立権を付与すべきことを、既に2019年、特定適格消費者団体の連名で要請しています。その一部を意見書の末尾に挙げてありますので参考に御覧ください。

次に経済のデジタル化の方の通信販売についてです。定期購入商法の方ですが、これは、顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為について、規制の強化が必要と思います。直罰を含めた制度的な措置を是非検討してください。また、解約・解除を不当に妨害する行為の禁止、そして民事ルールによる解除権の設置なども必要だと思っております。

是非ガイドラインの見直しを早急にしていただきたい。ガイドラインの施行を確実にするための消費者庁の体制強化も必要です。

それから、今後の検討課題の方を取り上げていただいているのですが、ちょっと急いでやっていただきたいと思いますのは、適格消費者団体の差止請求の対象範囲の拡大という点について、今後の課題というよりも早急に対応していただきたいと思います。これにつきましては前述しております。

プラットフォーム事業者は出店者を管理していただきたいと思っております。それは、消費者がプラットフォーム事業者を信頼して利用しているためです。

それから広告内容につきましても、他のメディア、新聞、雑誌、放送などは、広告の内容に対して倫理的な責任を持っております。自主規制を含めて、消費者庁は是非プラットフォーム事業者を指導していただきたい。

あとは、早急にネット通販の環境整備を諮っていただきたいと思っております。ネガティブ・オプションについては、期間を問わず販売者の権利は失われることというふうにしていただきたい。

今後の課題につきましては賛成しておりますが、特定継続的役務取引の方は、トラブルが多いので、対象の追加ということではなく、指定制を廃止すべきと思っております。

それからアフィリエイト広告についても販売事業者が責任を持つべきです。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして増田委員、お願いい

たします。

○増田委員 ありがとうございます。増田でございます。今回示されました報告書骨子案について、賛成いたします。河上先生、消費者庁の御尽力に感謝いたします。意見書を提出しておりますので、詳しくは後ほど御確認ください。

まず、販売預託取引の原則禁止は、必ず実現していただくようお願いいたします。消費生活相談で無限連鎖講と同じように法律で禁止されている取引であるため、契約をしないよう明確に助言ができることが何より有益です。また、重い刑事罰をもって禁止されているということが言えるよう、厳罰化を望みます。脱法を許さない制度、他の法令による実施を実現するようお願いいたします。これまでの事業者は、取引の仕組みを次々と変化させてきました。ケフィアを含めた隙間事案を作らないよう、制度をお願いいたします。

また、金融商品取引法、信託業法等の他の法令に基づく枠組みで実施可能との記載がありますが、消費者庁の主導の下、金融庁ほか、他の省庁との連携を強化して実行していただきたいと思います。

販売預託取引以外の預託取引については、報告書案のとおり、特定商品制の撤廃の他、特商法の規定と同等以上の規制をしていただくようお願いいたします。

「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」ですが、その人にとっての、その商品やサービスが過量かどうかの判断は大変難しいことが多く、消費生活相談においては、過量販売取消についての事業者交渉は難航しています。特商法における合理的根拠を示す資料の提出について、過量販売等を対象にすること、また禁止行為の罰則の引き上げに賛成いたします。

次に、「経済のデジタル化・国際化に対応したルール・環境整備等」についてですが、「詐欺的な定期購入商法」は、先の検討会で事例と問題点を紹介させていただきましたとおり、相談が止まりません。法律改正を待たずにできることは、早急の実施していただくようお願いいたします。インターネット通販だけでなく、テレビショッピングなどにおいても、高齢者が誤解して定期購入に至り、なかなか解約ができないケースがあります。また、健全な取引をしている事業者は、申出があれば消費者視点での対応をしてくださっていますので、問題になっていないことがほとんどですが、通信販売、電話勧誘販売など、特商法の規制について詳細を正しく理解していないケースもあると思いますので、広く周知が必要かと思います。法改正を待たずに手当てができることがありましたら、すぐにでも実行していただくようお願いいたします。

「デジタル・プラットフォームを經由した取引等への対応」についてですが、本検討会においても、ある程度の課題が具体的に示されています。報告書においては、少なくとも課題を列挙していただくようお願いいたします。

また、デジタル・プラットフォームとの会議体についてですが、すぐにでも実行可能ではないかと思います。具体的な事例などを意見交換できるようにして、場合によっては必要などき守秘義務を課すなどして、実効性のある会議体にしていただきたいと思います。

「国際化への対応」ですが、消費生活センターでは、海外事業者との契約の相談では、悪質性が高くても事実上は何もできないという無力感があります。クロスボーダーでのデジタル取引においても、海外の悪質事業者に厳正に対処するということになれば、日本の消費者を対象としている海外の健全な事業者にも、日本の消費者関連の法律や制度を理解していただくようになるのではないかと思います。

ネガティブ・オプションの禁止、あるいは一切の支払義務を負わないことの明確化をお願いします。この度のマスクの送り付けや、数年前に多かったカニの送り付けなど、社会に応じた勧誘が繰り返されています。ネガティブ・オプションが禁止されていることを周知することで、これまで仕方なく払ってしまっていたり、不安になって混乱していた消費者にとっては有益かと思えます。

最後に「今後の検討課題」については、意見書に記載のとおりです。早期に検討をスタートしていただくようお願いいたします。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。続きまして正木委員、お願いいたします。

○正木委員 正木です。まず取りまとめいただきました、河上委員長をはじめ、事務局の皆様お疲れさまでございました。ありがとうございます。悪徳事業者というのは、消費者にとっても、正業を営む事業者にとっても「共通の敵」だというふうにおっしゃった、河上委員長の考えを共有してここまで来たのだというふうに思っております。

その上で、骨子を具体化していく上での、この文章の意図をちょっと明確にしたいなと思うところが幾つか、よく見てみると出てきましたので、その資料2のところに沿って幾つかお伺いしたいと思います。

第1に、4ページ目の最初の丸のところでございますが、「特定適格消費者団体の行う共通義務確認訴訟の遂行に資するための措置を検討」という文言は、具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。消費者庁が行政処分をした後、その資料か何かを消費者団体に提供するといったことだとすると、裁判において、片方に行政機関が肩入れするようにも思え、民事法制全体のあり方に関わる、そこまでのことをしてしまう議論をしてよいのか、という問題にも見えました。これは何を意味するのか。この骨子を具体化する中で、明確に書いていけばいいのかもしれないですが、具体的にこういうものだと見えているものがあれば教えてください。

第2に、同じ4ページの下から6～7行目の「法執行時の販売業者等に対する追跡可能性の確保のために必要な規定」。これは先程の説明の中で、「法執行時」というのは、特商法上の表示をちゃんとしてない事業者がいた場合に、いざその業者に行政の側が何かをしようとしても、という意味で「法執行時」だったと思いますが、「追跡可能性の確保のために必要な規定」とはどういうものをイメージできるのか。追跡するために行政機関にいろいろ権限を与えるということとか、販売業者に何かするとか、いろんな可能性があるなど思っております。どうやって規定していいのだろうかという悩む部分です。問題意識は共有していますので、もしイメージがあれば教えてください。

それから、これは全体的にも見られることなのですが、5ページの「V 「新たな日常」における課題への機動的な対応」の1つ目の丸のところにも表現があるのですが、全体を通して、産業界の自主的な取組に期待をするという部分が多い。このことについては、本当に柔軟にかつやる気あるところを応援するという趣旨で、大変結構なことだと思うわけですが、自主的な取組というときに大きく分けて2種類あると思っております。1つは、個社それぞれに取り組むという意味での自主的な取組。もう1つは、業界団体とか業界のレベルでガイドラインなどを作って、業界として取り組むといった意味での自主的取組、この2種類が大きく分けてあるのだと思います。

デジタル・プラットフォームの検討会の方でも、この前のヒアリングでもそうですが、デジタル・プラットフォーマーの方々、個社ではそれぞれ創意工夫した取組を進めていらっしゃるということが多かったと思います。

それを受けて「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」では、こういう個社ごとの取組を横並びにして比較検討できないかという、そういうレベルの議論もあったと思います。

一方、今回の骨子案の中に出てくるものは、どちらかというと、業界ベースの自主的取組を念頭においた記述ではないかと読めまして、実際、今般、主要なデジタル・プラットフォーム企業間で、新たに協議体のようなものを自主的に設置するという動きがあるということもあるので、そういう意味でここでも業界の取組というような表現も使っておられるということだと思います。

その中で、この4ページから5ページにかけて、官民のコミュニケーションの円滑な促進を図るための会議体を設置していく。それを制度的に措置するとされています。半分公共の何か制度でこういうものを作るということは非常に有効で、先ほどの増田委員も期待されているところに、私も同様の思いを持つものですが、ここで何か例えばガイドラインみたいなものを決めて、それがここに記述されている、自主的取組ということなのか、その官民の会議体とまた別に業界団体みたいなものが自主的取組をするということなのか、ちょっといろんなニュアンスが、いろんなところに読み取れるので、この「官民の協議体の取組」イコール「業界の自主的取組」なのかというところがちょっと分かりにくいなと思いました。

消費者庁さんとして、事業者の取組に細かい縛りをつけるという、箸の上げ下ろしをどうこうするということがなくて、業界としての自主的取組を尊重していこうという立場に立っているということだと理解しておりますし、そこは素晴らしいと思います。一方で、同床異夢であんまり進んでもいけないなと思いましたので、そのところは骨子を具体化する中で考えていただければ、と思います。

それから6ページ、「今後の検討課題」の中の、「新たなデジタル取引の出現などを踏まえたBとCの境界の在り方」というのが、4つポツがあるうちの3つ目にあります。これ、非常に難しいのですが、例えば消費者の人が引越しをするとか、今回のコロナの中

で断捨離をするとかでオークションサイトに大量に出品するという場合に、それが事業者として扱われることが無いように等、留意すべき点があろうかと思えます。この辺はBとCの境界の線引きは非常に難しいと前から思っているのですけれども、是非これについては、今後の、ということになっていきますけれども、腰を据えて検討しなければいけない課題だと思っております。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして樋口委員、お願いいたします。

○樋口委員 まず私の方からは、報告書の骨子については、委員長及び事務局の皆様がいろいろ取りまとめをしていただいて、非常に適切な内容であるというふうに考えております。もちろん細かい字句の問題もあるかと思えますけれども、現段階においては大きな方向性について、是非合意をする必要があるという意味では、基本的な議論の内容が盛り込まれているのではないかというふうに思います。

特に各委員からも御指摘がございましたけれども、販売預託取引の原則禁止等については、従来から大きな懸案になっておりましたし、消費者委員会においても議論をしたところでありますので、是非これをしっかりと実現をしていただくということが重要ではないかと思えます。

それから、先ほど事務局の説明の最後のところで、機器の不調でちょっと聞き取りにくい部分もあったのですが、限定合理性の問題とか、消費者の脆弱性の問題ということについても御指摘いただきましたが、これは実際に被害の防止をする観点から、非常に重要であると思っております。これは技術的なこととなりますが、法文を作成する際にも、消費者の脆弱性とか、消費者の経済学でいえば限定合理性ということについて、十分配慮していただいて、特に高齢社会になりますし、被害を実際に防ぐための役に立つ、大変ちょっと失礼な言い方ですが、役に立つ条文を是非立法化していただきたいというふうに思います。

その意味では、現場の声を是非聞いていただきたいと思っています。消費者相談の現場についても、熟知されている方が委員としても多いわけですが、是非現場において活用できるような、特に地方の自治体なども活用できるような仕組みの整備ということを中心掛けていただく必要があると思っております。

それから、個別の項目ですけれども、少し気になる点は、「国際化への対応」のところで、外国当局と執行協力をするという点です。これは非常に重要な項目であり、かつ極めて難しい課題であります。特に今のコロナ禍の状況下においては、なかなか進めるのが難しい面もあると思えますが、是非いろいろ工夫をしていただきたいと思っています。この執行面の協力が無いと、制度だけ作っても、あまり実態の解決になりませんし、今日においてはグローバルなトラブルが非常に多いので、その点を是非お願いしたい。それからデジタルの分野について課題がいろいろ残されています。デジタルの分野については今後議論していくということですが、是非消費者保護という観点から、基本原則を消費者庁において

も検討していただいて、その上で自主的な取組をいかに生かしていくのかというような考え方の整理をしていただけると良いのではないかと思います。

また、もう1点だけ個別のことを申し上げますと、「詐欺的な定期購入商法」というところがありまして、万場委員から、解約権等の民事ルールの創設というところについて問題があるというお話がありました。私は、読み方の問題もあると思うのですが、この項目は、「詐欺的な定期購入商法」というものであって、これは通信販売等で通常行うものではないと理解しました。それに関するルールの整備ということで、その際に行政が全ての事案について、これを取り締まるということは現実には非常に難しい。民事ルールが良いのかどうかについては確かに議論は残りますが、ガイドラインのお話もありましたけれども、いずれにせよ、悪質な者を市場から排除するということが実現するようなやり方で、議論を詰めていただく必要があると思います。私の読み方が間違っているかも知れませんが、詐欺的な商法ですから、これは他の取消権等の対象にもなり得るのですが、通信販売の分野において、そういった位置付けということをきちっとすることによって、被害の未然防止に繋がるという面もあると思っています。ただ、ここは「検討」ですから、そういった点も含めて、是非通信販売業界ともすり合わせをしていただいて、悪質な者が通信販売業界から排除されるような仕組みを作っていただければというふうに思いました。

その他、これから実際には消費者庁の方において具体案を作られるということですから、是非この報告書の骨子の考え方に沿った形で、法案、あるいは運用等について具体的なことを決めていただければと願っております。以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。NACSの永沢でございます。簡単な意見書を送らせていただきました。時間も限られておりますので、意見書の中身につきまして、自分が大事に思っているところを紹介しながら、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、事務局の皆様、そして河上委員長、大変力強い言葉でまとめていただきまして、そのおかげで、皆が同じ方向に向けたということが大変よかったと思っております。ありがとうございました。

報告書への意見につきまして、ペーパーを見ながらお話をさせていただきたいと思っております。他の方からも意見が出ておりますように、脆弱な消費者については、「はじめに」のところ、ICTの分野で技術革新に対応しきれない消費者が増えてきているという実情なども踏まえて、誰でも脆弱な消費者になり得るという一言を是非とも入れていただきたいと思っております。

続いて、報告書のローマ字のⅢのところですが、販売預託商法につきましては、大変長い間の懸案でございました。この問題に決着をつけることが、この検討委員会で大きな目標です。河上委員長の強いお言葉に勇気づけられました。原則禁止を明文で定めることを報告書で打ち出すことに私は大賛成でございます。

そして、販売預託商法のようなことをやらせないようにするために、抑止力となるような厳罰を法定することと、被害者の救済を速やかに行えるようにするため、当該取引によって締結された契約は無効とすることを明文化することを求めるということも明記いただくことをお願いしたいと思います。

それから、この章の構成ですが、販売預託商法の規制については途中いろんな議論をさせていただきました。私としては、これは希望なのですが、本検討委員会の総意として、この取引自体が無価値であると捉えるのが相当であるとの評価に至ったこととか、万が一にも仮に正業と言えるものがある場合には、金商法やその他の法令などの枠組みの中で事業を行うべきであるという結論に我々検討委員会としては至ったということも記載してはどうかと考えます。

それから最終報告書におきまして、今の預託法がどういう法律になっていくのだろうという点が少し見えないところがございます。取りまとめ案では禁止を求めると書いてあるのに行政処分の話が出てきており、新たに作られる規制の枠組みがどういう形になるのかが見えにくいように思います。事務局の方には御負担をおかけしますが、預託法がどういう方向に改正されるのか、ポンチ絵的なものを御用意いただくことを検討いただけたらと思います。先ほど増田委員から、無限連鎖講の防止に関する法律のようなものになるのだろうかというお話がありました。私もそうなのかなと期待しているのですが、この辺りも方向性がもう少し見えるといいと思います。

続きまして、ローマ字のIVでございますけれども、お試し定期購入につきましては、事務局案に賛成です。万場委員の御意見と対立するようになりますが、私としては、通信販売の消費者トラブルは、特に解約をしようとする段階で発生し顕在化しているということと考えますと、解約権の民事ルールの検討は特に重要と考えております。

また、具体的なルール作りに向けた検討のためには、脚注で結構ですので、具体的なトラブル事例を御紹介いただいた方がいいと思います。単なるわがままな解約ではなくて、体質に合わないという理由で解約したいというのは、お試し・定期購入と言って勧誘している以上は当たり前認められるべきことだと思います。非合理的な契約から消費者を解放することは当然のことだと思います。

それからローマ字IVの後段につきましては、こちらはまともな取引の話になるかと思えます。事務局案に賛成でございます。前回、事業者側の委員の皆様からお話をお聞きしましたが、事業者の皆様は自主的な取組・姿勢は高く評価していいと私も思いました。イノベーションにより変化の大きい分野ですので、現時点でルールを作ってしまうのはなかなか難しいと思います。従いまして、先ほど樋口委員が基本原則と表現をされ、私はシンプルという表現をさせていただいておりますけれども、消費者庁と企業が連携をして健全な市場を育てていくための、そして、利用者である消費者が安心してこの市場に参加できるような原理原則作りを協議いただく場というものを設置いただきたいと思います。既に設置いただかれているようですが、国民によく見えるような形での議論をお願いしたい

と思います。

一言、ここで消費者側委員としての立場からのお願いとなりますが、消費者の目からすると、プラットフォームは、モールという場を設けて利益を上げているのですから、そのモールに営業者を載せた責任はあると思うのです。モール上の営業者に対する監督責任を求める規制作りが必要という声があったと報告書には記載をいただきたいと思います。

続きまして、ローマ字のVの「新たな日常」における課題への機動的な対応」のところですが、書き漏らしてしまいました。送り付け商法というのはとんでもない、あり得ない商売です。消費者が何かアクションを取らなければ救済されないというのはとんでもなくあり得ないことでございます。外国の法規制を参考にさせていただき、実効性のある救済の方法をお願いしたいと思います。ここは法律で用意していただきたいと思っております。

意見書では、私の通信販売に対する思いを書かせていただきました。私は、通信販売は消費者にとって楽しみや喜びの源であると思っており、「新たな日常」の中でもこの分野は伸びていくと思います。しかしながら、その大前提として、安心して取引ができることと、期待どおりの取引ができるという信頼があると思うのです。消費者の期待を裏切らないような対応を、業界としても御努力いただくことを是非ともお願いしたいと思います。

そして、詐欺的な定期購入とか、悪質な事業者に限った話ではない残念なこととして、私が経験した事例を意見書に書かせていただきました。まっとうな事業者の中にも、解約を電話に限定しているという事業者があります。この辺り、消費者志向の観点から、是非とも自主的に見直していただいて、改めていただきたいと思っております。

もちろん消費者教育も重要だと思います。通信販売というのはクリック1つ、電話1本で気軽に契約ができてしまうため、対面取引と比べて消費者の側の契約の意識が希薄になるのかもしれないと思います。契約がいったん成立したら、その契約をキャンセルする、巻き戻しをするというのは、事業者だけでなく運送会社など社会全体にも負担をかけるということも事実です。そうしたことを消費者も理解していくことが必要かと思っております。

そして、意見書には書いておりませんが、「今後の検討課題」については全て賛成でございます。

最後に2点です。笹路課長が強調された点ですが、法律が施行されるまでの間、時間がかかると思いますので、その間に対応が遅れることがないようにしていただきたいということは特にお願いしたいと思います。

また、法整備を行っても悪質な事業者は更に上をいって悪質なことを繰り返します。消費者庁におかれては、これで検討終わりではなく、こういった会議体を今後も継続して設置いただき、被害の発生が確実に止まるようにしていただきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○河上委員長 それでは続きまして辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。まず初めに、委員長及び事務局において各委員の意図するところを的確に反映してこのように報告書の骨子案をまとめていただき、大変ありがとうございます。特に私といたしましては、預託法制定当時の懸案でありました、販売預託取引の禁止を盛り込んでいただきましたことは、大変ありがたく思っております。

この取引は、物品の販売を仮想しておりますけれども、本来は金融商品取引法などに則り行うべき、出資の募集、投資勧誘であるにもかかわらず、同法を潜脱して行われる怪しい商法であります。実際にこれまでに何度も大きな被害を出している、極めて危険な商法とすることができると思います。このことを真正面から捉えて、報告書に盛り込もうということになりまして、画期的であるというふうに思っております。

今後、消費者庁におきまして、細部の詰めを行っていただくこととなりますけれども、脱法行為の防止、それから禁止違反に対する法定刑の設定などにおきまして、十分に効果のある制度にしていただきたいということを強く希望いたします。

次に、「詐欺的な定期購入商法」でありますけれども、御紹介いただきました事例を見ますと、やり口が極めて悪質で、強い憤りを感じます。こういう業者をのさばらせてはいけません。警察とも連携をして、悪質な業者については厳しく制裁できないか、という思いを強くしているところでございます。今回の報告書骨子（案）には、いくつかの対策を講じる旨の記載をしていただいておりますけれども、今後記載の具体化に伴いまして、最終報告書で提案する対策の有効性等につきまして、刑事的制裁の観点から私なりに考えて、必要があれば意見を申し述べたいというふうに思います。

最後に、消費者教育についてです。消費者教育と言いましても、私、投資勧誘商法という悪質商法を契機としての投資者教育、投資教育という観点でございます。そういう意味では、消費者庁の委員会ではなく、金融庁の受け持ち分野になるかもしれませんけれども、若年者から高齢者に至る各段階におきまして、投資教育の必要性、重要性ということを強調したいというふうに思います。いろいろ規制をいたしましても、悪質業者はあの手この手で消費者、投資者からお金を引き出そうとするということでございます。従って、それに乗っからない、また万一乗っかってしまっても、今後の生活が立ち行かなくなるようなことは避けなければいけない、というふうに考えております。投資勧誘商法被害事案に遭遇する都度、そういう事を感じるわけでございます。特定のケースを念頭に、「最近かくかくしかじかの手口が見られるが危険なので注意をしてください」、というような警告のメッセージの発信も大切ですが、そもそもリスク取引に全財産を投入してしまうことがないような教育と言いますか、啓蒙・啓発活動と言いますか、そういうものが大切だというふうに思っております。

事実かどうかわからないですけれども、大きな事件がありますと、報道等で老後の資産を全て騙し取られたという被害者の声を見たり聞いたりいたします。そういうことがございますと、もちろん騙した者が悪いですし、被害の取り返しということが重要なのですけれども、全財産さえ投入していなければ、老後の生活への影響は最小限にとどめられたと

いう事を思うことがございます。

投資勧誘取引における、将来に向かっての被害の最小化ということを考えますと、国民全員が、「リスクを抑えて守る資産」、「少しリスクを取りながら増やしていく資産」、「リスクを取って稼ぐ資産」のバランスをよく考えられるようになるということが大切だと、そういう教育を小さい頃から繰り返し行っていく必要があるというふうに考えております。最終報告におきまして、何かそういうような趣旨のことが盛り込めれば更によりかなというふうに思う次第でございます。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは続きまして高芝委員、お願いいたします。

○高芝委員 高芝です。私も資料2の報告書骨子（案）の基本的な方向性を前提として、意見を2点述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は、資料2の報告書骨子（案）の3ページのところにあります、「2 消費者被害の拡大防止等を図るための措置」の最初の白マルの中の「著しい過量販売」についての「行政庁への合理的な根拠を示す資料の提出」の議論を行う際の論点についてですが、「著しい過量販売」の場合の行政処分には多くの要件があります。具体的には、「正当な理由がないのに」の要件、「通常必要とされる分量」という要件、「著しい」という要件、「分量を合計する場合の同一ないし同種の商品等の範囲」の要件、「一事業者又は複数事業者が累積で著しい過量販売を行う場合に事業者が知っている」という主観的要件などがあります。

ここで、「通常必要とされる分量」の要件には、商品等の種類・性質、取引実態等の他に、家族構成といった「消費者サイドの事情」も考慮の対象となり、個別事案ごとに判断されるものも含まれてきています。そこで、このように個別事案ごとに判断される「消費者サイドの事情」ですとか、「事業者の主観的要件」などの要件について、「行政庁への合理的な根拠を示す資料の提出」の議論を行う際には、事業者が販売するときに「当然保持しておくべき合理的な根拠」とは何かについて、透明性のある判断基準を示すことが必要であると考えます。御案内のとおり、現行の特定商取引法第6条の2等については、詳細な運用指針が示されていますので、今回の議論にあたっては、合理的な根拠について、同様の具体的な判断基準を示すことが前提になると考えます。とりわけ、「行政庁への合理的な根拠を示す資料の提出」には、「みなす」という効果が与えられ、反証を許さない仕組みとなっていますので、事業者が販売するときに「当然保持しておくべき合意的な根拠」については、判断に迷うことがないようにすることが求められると考えます。

次に、2点目は、資料2の報告書骨子（案）の4ページから5ページの「2 デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応」についてですが、前回の委員会でも発言させていただきましたとおり、法的な責任関係として、一次的な責任を負うべきは、やはり出店者・出品者などのプラットフォーム利用者と考えられますが、他方、プラットフォーム事業者は、ビジネスとして行っていること、また、出店者・出品者などとの間の契約に

よって、コンテンツの削除ですとか、出店・出品の停止等の結果回避措置を取ることができ立場にあることが一般と考えられますので、被害防止のための情報提供を行うとともに、苦情やトラブルが生じたときには、事実関係を確認するなどして、できるだけ早期に被害の拡大を防ぐことが求められると考えられますので、よろしく申し上げます。

私の方からは以上です。ありがとうございます。

○河上委員長 どうもありがとうございます。次に鹿野委員、お願いいたします。

○鹿野委員 まずは今回の骨子（案）について、河上委員長及び事務局の皆様に取りまとめをしていただいております。ありがとうございます。

報告書の骨子（案）の全体の方向性については、私も賛成であります。特に悪質商法については、刑事罰や行政規制といった公法的な規制と民事的な被害回復の両面からルールを整備するということが必要だと私も感じておりました、その点を明確にさせていただいていることに大いに賛成であります。その上で、より具体的にいくつか意見と要望を申し上げたいと思います。

まず第1点ですが、1ページから2ページにかけてのⅡのところ、「検討を行う際の視点」についての記載があります。これの2番目の丸のところ、いわゆるデジタル化の問題に対応している部分だと思います。そして、ここに書いてある健全な事業活動に対して不測の影響が無いようにということと、イノベーションを阻害しないような配慮ということについては、私自身も異論はございません。

しかし一方で、健全なデジタル市場の発展を確保し、またその市場における消費者被害を防止するために、ルールや仕組みの整備が必要であるということ、ここに明確に入れるべきではないかと思えます。この案でも、制度改革に当たってはというふうに書いてありますので、何らかの制度改革のことが考慮されているのだろうとは窺えるのですが、その際の基本的な考え方として、これは樋口委員や永沢委員がおっしゃったこととも関連するのではないかと思いますけれども、その健全な市場の発展と消費者の保護の必要性というような観点をここに是非入れていただきたいと思う次第です。

それから2番目は、2ページ以下のⅢの1のところに預託法の改正に関する記載がありますが、これについてです。預託取引に関するルールにつき、対象を広げてより実効的なルールを設けるということ。そしてまた、預託取引のうち、特に販売預託については、通常の事業活動としては考えられず、本質的に詐欺的な取引であることから、これを原則的に禁止し、民事上も無効とするということが記載されてございまして、この方向に賛成でございます。ただその際、これも書いてあるのですが、潜脱を許さないようなルール作りということに是非御留意いただきたいと思えます。この点はまず、定義規定をどういうふうに設けるかということにも関わりますし、それから原則禁止というときの原則から外れる例外をどのように設けるのかということにも関わってくると思えます。

おそらく例外として考えられているのは、他の法律によって消費者保護の観点から十分な規律が設けられているもの、これが例外に当たるというような考えであろうと思ってい

るのですけれども、他にも何か例外があるということだと、それは十分な精査が必要だと思えます。そういう意味で、潜脱の防止という観点から、具体化においては御留意をいただきたいというお願いでございます。

さらに、その禁止違反行為に対する罰則についても、これは構造的に詐欺的な取引でありまして、しかも多数かつ巨額の被害を生じさせる危険性の高いものであります。今までの被害事例を見ても、そのようなことが窺えます。そのようなことに鑑みて、十分な抑止力を持ったものとするのが非常に大切であると考えております。

また、抑止ということに加えて、一定の法定刑以上のものであれば、被害回復給付金制度に繋げていくということにもなり得ますので、そのような被害回復という観点からも相応の法定刑が必要であると考えているところです。

それから第3点ですが、3ページのⅢの2の特商法のところについてであります。実効性確保のために、特に過量販売等に関して、不実告知規制にあるような立証責任を一部転換するようなルールの対象とすることということについても基本的には賛成です。ただし、その点については、先ほど高芝委員がおっしゃったように、事業者の側で合理的な根拠として、どういう場合に何を提出すべきなのかということもある程度具体的に示しておかないと、ルールとして機能しにくくなるのではないかと思います。そのような切り分けないし明確化ということも併せて、今後の具体化が必要かというふうに思っております。

それから第4点として、4ページのⅣの1の「詐欺的な定期購入商法」についてです。これは公法的な規制を明確化し、また強化するということが重要であると思えます。しかしまた他方で、民事ルールをきちんと明確に規定するというのも重要だと思えます。私個人としては、これは事業者が誤認を惹起するような表示に基づいて、意に反する意思表示を取り付けるということですから、民事法的な考え方から言うと取消しというところに繋がりやすいのかな、というふうに思っております。公法的なルールと結びつけるような形で取消規定を設けるということが1つ考えられると思えます。ですが、もちろん解約権という形での民事ルールということもあわせて検討対象になり得ると思えます。いずれにしても、ここは公法的な規制だけではなくて、民事的な権利を明確にするということも必要だと考えておりますので、さらなる具体化をよろしくお願ひしたいと思えます。

それから第5点は、4ページのⅣの2の「デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応」についてです。まず、この1段落目のところに、販売業者等の特定商取引法の表示義務の履行確保のことが書いてあるのですが、これについては表示義務の履行確保のために、プラットフォーム運営事業者が一定の役割を担うということについてのルールを設けることが必要だと思えます。ちょっとこの書き方がよく分からないのですが、従来から販売業者はもちろん義務を負っているわけで、それを確保するための役割を、プラットフォーム運営事業者が負うということをもう少し明確にしていきたいな、というふうに思った次第です。

それからまたその続きのところ、**「追跡可能性の確保」**ということがありますが、これ

については枕詞で「法執行時の販売業者等に対する」ということばが付けられています。もちろん執行のためにそれが必要であるということは当然ですけれども、消費者の権利行使の観点からもこの追跡可能性は重要です。最初の段階だけで表示がされればいいということではなくて、後の状況の変化に応じて、ちゃんとその時に消費者が権利行使できるような状況を確保するということが必要だと思いますので、少しこの書き方が紛らわしいのかなとも思ったところです。

プラットフォーム関係の取引については、これ以外にもルール等の整備が必要であると思われるものがあるのですが、これについては、もう1つの秋以降も継続する予定の検討会の議論を踏まえて、今後更に法改正を含めた検討が行われるものと理解しておりまして、それに引き続き期待したいと考える次第です。

それから第6点は、5ページからのVのところの「新たな日常」関連です。送り付け商法は正常な事業活動とはみなされないという記載が明確にありますので、これについては賛成です。ただそれでどうするのかということが、この骨子の段階ではまだはっきりしません。諸外国の法制も参考に必要な制度的な措置を検討するというところだけでは具体的なルールの方が見えないので、できればこの提案をもう少し具体的な記載にすべきではないかと思います。既に出された意見、あるいは外国の法制というものもありましたので、それを幾つか例示的にでも挙げていただくと、もう少し分かりやすくなるのではないかと考えるところです。

それから、これを最後にしますが、改正後の施行期日についてです。おそらくこれについては、来年の法改正を目指すということで作業が進められているものと思います。その際、うまく改正が通って改正法が公布されてからのことですが、通常法改正では周知期間が必要で、1年程度の期間が設けられるということが多いのではないかと思います。そして、そのような観点が必要であるということは確かです。しかし、今回の報告書で取り上げられた項目のうち、特に悪質商法に関する法改正については、現在でも正常な事業活動としてはおよそ考えられないというようなものであります。そのような悪質商法被害については、これを一刻も早く食い止めるという意味でも、施行日をできるだけ早くすべきではないかと考えるところです。例えば、公布から半年ということも考えられるのではないかと思います。一律1年というようなことではなく、これもバランスを考えて御検討いただければと思います。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは続きまして大森委員、お願いいたします。

○大森委員 私からは2点申し述べたいと思います。

まずこの骨子（案）の中にあります販売預託取引の取りまとめについてでございますけれども、事務局からの御説明にもありましたように、悪質なものを市場から排除することによってございますので、必要な手当てではないかと考えております。

それから特商法についてでございますけれども、この中に合理的根拠を示す資料の提出

の対象を、著しい過量販売にも広げるということについてでございますけれども、その場合は、兼ねてよりの懸案の過量となり得る商品の同種性、この点を整理していただきまして、その上で事業者が準備すべき過量に当たらないとする合理的な資料の判断基準となるような考え方を示す必要があるというふうに思っています。

現行の特商法では、民事効果として消費者に特別な事情がある場合を除いて、著しい過量販売は解除等ができるという規定がございます。この消費者に特別な事情があったという立証は事業者側が負うということになっています。一方で行政規制においては、正当な理由が無い著しい過量販売については指示等の適用対象となっています。これらの現行の制度を踏まえていただき、今回御指摘にある、販売した著しい過量の商品等について、事業者が指し示すべき合理的な根拠となる資料というものが具体的にどのようなものでいいのか、事業者側に指針を示していただく必要があるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは続きまして池本委員、お願いいたします。

○池本委員 池本でございます。意見メモを提出しておりますので、その中で更に要点を絞って発言したいと思います。

まず、販売預託取引についてですが、5月の検討委員会の時には、罰則で禁止した場合に漏れがどうしても出るのではないかとこのことを危惧しているということをお訴えしました。実は、本日の辻委員の発言にもありましたが、私も改めて法制度を見直していく中で、不特定多数の者から、ある種類の物品について運用する事業をしたいとそれについて資金を集めるとなれば、これは実は集団投資スキームそのものなのですね。仮に、例えば競走馬のように個別の物品の特性によって意義が変わってくるとなれば、集団投資スキームの中にも物品拋出型の集団投資スキームという、内閣府令で指定する方法があるわけで、そういう現行法制度を使えば、それ以外にことさら物品の特性は関係ないのに、あたかも所有権が留保されているかのような表示をするということは全面禁止してもおかしくないのではないかと、このように考えました。その意味で、今回の事務局案に賛成です。ただそれとの関係で、販売預託取引の前提になる現行法の商品預託取引、その外縁を示すところに関連してなのですが、これは販売預託取引の定義にも繋がる可能性があります。ケフィアのオーナー契約というのが、「3ヶ月以上の預託期間」というのを潜脱する契約条件を定めていました。政令指定制は廃止するというので、これまで意見もまとまっているかと思うのですが、この「3ヶ月以上の預託期間」というところも、潜脱が無いように、あるいはそれは集団投資スキームそのものだと整理するのか、あるいはこの販売預託取引の中に入れるのか、いずれにしても双方の中で漏れが無いように検討していただきたいということでもあります。

それから、預託取引について適格団体の差止請求権を付与するという点、これも賛成です。ただ、適格団体というのは何の情報収集の力もありませんので、例えば少なくとも現在、預託者に付与されている業務、財務書類の閲覧権、消費者の権限を適格団体にも付与

する、少なくともそのくらいは必要ではないかということを考えましたので、検討いただければと思います。

それから続いて2ページ目で、「その他の特商法違反行為への対応について」の中で、不実告知の罰則強化ということが記述されています。これは実は以前から私も思っていたところなのですが、それが今日の消費者庁の資料3の中でも触れておられましたが、10億円以上の取引規模の事業者の行政処分が44件もあったというような話があります。もちろんその全てが不実告知で罰則対象になるというわけではないのですが、不実告知で罰則対象にする中には、本当に大規模なものも含まれていて、そういうものについて、現在の「3年以下の懲役」ということで、やはりどう考えても短いのではないのか。従って、少なくとも「5年以下の懲役」というふうにすれば、違法収益の没収、被害回復給付金に繋がるのではないかというふうに考えています。

次に、詐欺的な定期購入商法のところ です。これは基本的に、今回出た報告書骨子(案)の中身で意見としては賛成です。ちなみに、参考資料として、提出資料の中に、日本弁護士連合会が7月16日に「定期購入契約に関する規制強化を求める意見書」というのを公表いたしました。行政規制、民事効果、適格団体の権限などをいろいろとかなり詰めた議論をしていますので、今後具体化をするのに参考にしていただければ幸いです。

それから定期購入の関係では、ガイドラインの早期見直しということが指摘されてきました。これは非常に大事なことで、法改正となると1年以上先になってしまいますが、現行法の中でも、例えばことさら初回分と2回目以降の条件を分けて記載する、こういうようなところは、ガイドラインの中で明記することによって対処できるのではないかということを考えています。ただその関係で、アフィリエイト広告は、報告書の6ページで「今後の検討課題」というところに位置付けられている点は若干残念であります。どうもやはりこの頃の定期購入の問題事案は、共通のアフィリエイト広告のスタイルでやっているというところがありますので、その辺の手立てが必要ではないか。その意味で、実はアフィリエイト広告と通信販売事業者の責任関係というのは、現行法の解釈論でもある程度は対処できるのではないかということを考えて、ここに質問事項を3つほど、3つ目はアフィリエイトに関わらず通販全般ですが、質問事項を立ててみました。

アフィリエイト広告に不当表示がある場合に、通信販売業者が、このアフィリエイト広告の表示の内容決定を委ねている、任せているというような場合は、逆にそれを委託してしまっているのだから、不当表示の責任を負うというような解釈があり得るのではないかということ。

2番目は、これは具体的な事例がどこまであるか分かりませんが、アフィリエイトサービスプロバイダーが通信販売業者と一緒にあって、アフィリエイトの募集だけではなくて、その広告表示の中身の決定まで実質的に管理をしているというふうになると、通信販売業者とアフィリエイトサービスプロバイダーと一緒にあって通信販売を展開しているというふうな解釈する可能性もあるのではないか。

3点目は、これはインターネット通販一般ですが、頻繁に広告表示を切り替えます。ただ、違反広告を一旦消したからといって、将来また同じようなことを繰り返す可能性があり得るとすれば、消費者の利益が害されるおそれはまだあるとして、行政処分の対処になるのではないか、その辺りの解釈論の問題として教えていただければ幸いです。

あとは、プラットフォーム事業者の問題、これは別途の検討会があるので今すぐどうすることではないというのは理解できるのですが、少なくともモール上のサイト業者の連絡先すらわからないというのは、これは通販業者の連絡先の表示義務を守らせるということは、少なくともプラットフォーム事業者が役割、責任を持って徹底するということがあってもいいのではないかと。もちろん、自主規制によって、更にいろいろな課題について練り上げていただくことと、最低限の事項は法規制が必要であるというのは、これは前回は申し上げましたが、問題を起こしているのは、こういう自主規制などに関知していない、本当に悪質なプラットフォーム事業者もあるのだということを念頭においていただきたいと思えます。

最後のネガティブ・オプションについては、もう既に何人かの方の意見が出たように、民事規定と行政処分とのセットで、実効性のあるものを作っていくということをもう一步明記していただければと思います。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。では有田委員、お願いいたします。

○有田委員 有田です。報告書骨子案に関しましては、私も賛成いたします。何人かの委員の方が報告書案の書きぶりについて、もう少し書き込んだ方がいいというふうにおっしゃっていたのですが、報告書案は次回に向けても意見反映で変更されるでしょうし、資料3の考え方を、今回の骨子（案）の中に反映させれば、素晴らしいものができるのではないのでしょうか。

例えば4ページのところで言えば、通販定期購入に係る規制の強化というところですが、詐欺的な反社会的な定期購入商法を行う事業者の行為に焦点を絞った必要な規制の強化、というようなルール整備等を速やかに行う必要があると書かれています。お二人ぐらいが、万場さんの個人名を挙げて、骨子（案）に対して反対だと意見を述べられたことに対し問題にされました。これはあくまでも悪質な事業者に対して規制強化していくということではないか、何故反対するのかという御意見で、それは私もそう思うのです。が、お話を伺っていると万場委員の御意見は、今までもいろいろな法改正に対応してきて、正直者が馬鹿を見るようなことになっている、というようなことが背景にあるのではと推測されました。ですので、今回は本当に反社会的、詐欺的な事業者をどのようにしっかりと取り締まっていくという、その姿勢をはっきりさせることが必要です。先ほど、例えば「健全な事業活動を少しも阻害することなく」というようなことも書き込んだ方がいいのではないかと御意見もあったと思うのです。意見が前後しますが、そういうことも、この骨子（案）の中のⅡの「検討を行う際の視点」として、制度改革に当たっては言うまでもなく、健全な事業活動に対して不測の影響が無いようにすべきということも書かれておりますし、真

面目に取り組む個々の事業者の日常的な産業活動はもちろん、デジタル分野を始めとした将来のイノベーションを阻害しないよう最大限配慮することが重要と書かれています。資料3の中の御説明の際に何とおっしゃったのか、今資料を開きます。要するに、お金儲けをすることだけを前提にというような意味に理解すればいいのだと思うのですが、そういうことだけで政策を考えるのではなく、消費者問題の解決のための制度の効果を考えていけないといけないのではないかと、規定を整備するべきではないかということであったかと思いますが、非常に頼もしく思いました。

その上で、消費者側の委員の御意見に、私も同様に思いますし、それから池本委員のアフィリエイトの件もプラットフォーマーの件も、私も御意見を伺っていてそのとおりだと思うのです。

しかし、ただ気になるのは、アフィリエイト広告にはいろいろ問題はあると思うのですが、資料2の中の阻害することなくというようなことだと、それが詐欺的なものかななどをどのように考えるかというようなところも気になっています。また、最近では画面上に出てくる広告を自分で消せるようになっていきます。

プラットフォーマーで、あまり質の良くないプラットフォーマーがいるということでしたら、プラットフォーマーに対して、標準化された管理の行い方を要求すべきだと考えています。今後どのプラットフォーマーも同じようにしてくださいというような形を作っていくことが必要ではないかと思えます。

それから国際化に対して、全体的なところでは特に反対することはありませんが、消費者庁の方に、「国際的なことはいろいろと努力をしてください、大変ですよ」というような御意見がありました。私、昨年徳島で行われたG20のサイドイベントとして、消費者庁が主催した国際会合にオブザーバー参加させていただきました。国際的な連携についての消費者庁の意気込みを感じ、非常に頼もしく思いました。ですから、既に常に国際化についても着々と進められていると考えています。国際的な被害救済を今後期待するところです。

最後に、その時に、そこに出席されていたC Iのローラン事務局長から、「脆弱な消費者に、全ての人々がどこかの時点でなり得る」という報告がありました。私達は、消費者保護基本法が消費者基本法になりました時に、保護から自立した消費者になることを求められました。保護も必要な消費者もいるのではないかと。高齢者や子供、それから障害者の方、そういう脆弱な消費者を保護することは必要だと、全ての人が自立していて、教育を受ければ被害に遭わないというわけでは無いでしょうと言いつけてきました。ですが、今年の消費者庁の国際会合で、C Iのローラン事務局長のその発言で、新しいサービスなどでは自分自身も脆弱であり、消費者教育だけではカバーできない、誰でも脆弱な消費者になり得るのだと改めて気づかされました。今回、その視点で検討され、進められていることを非常に嬉しく思っております。よろしく願いいたします。以上です。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 これまで様々な御意見が各委員の皆様からございましたけれども、骨子という形でうまくまとめていただいて感謝申し上げたいと思っております。

幾つか気付いた点を申し上げたいと思います。

まずは1ページのローマ数字Ⅱの「検討を行う際の視点」のところですが、元々この会議のスタートの時に、委員長から「共通の敵」という話しがございましたけれども、規制の対象を明確化して、ターゲットをそこに絞ると、健全な事業活動に影響を与えないとか、あるいは将来のイノベーションを阻害しないということが、今回の基本だと思っておりますので、それを明確に記載していただいたことを評価したいと思っております。

一方で、このことが今後各論になったときに、どういうふうに位置付けられるのかというのは、必ずしもまだ骨子の段階だと明確になっていないかなと思っております。これまでもシェアリングエコノミーの話があったり、あるいは提案型の商売をした時に、過量販売との関係がどうなるかなど、健全な事業活動への影響が無いようにするという関係については、報告書でより明確化していただくと、これは抜け道を作るという意味ではなく、真つ当な事業活動をしていくために、その明確化が重要だと思っております。

それからもう1つは、デジタル市場の取引において、B to B、B to C、あとC to Cもありますし、BとCが入れ替わるなど、事業者と消費者が必ずしも売手と買手で一致しない局面ということが多々あるのだと思っております。今回、念頭におかれているのは、売手としての事業者と買手としての消費者ということだと思っておりますので、後ろの方で将来の検討事項として、BとCの境界の話も出ていますが、今回は検討の対象というのも、伝統的と言っていいのか分かりませんが、事業者と消費者というところに対象を絞り、限定をしたうえで検討したのだということに記載した方が分かりやすいと思っております。

それから各論のところですが、2ページ目の、「販売預託取引の原則禁止等」について、少し細かいのですが、上から2、3、4行目ぐらいのところ、事実上の金銭の出捐を意図せずに行わせると書いてあるのですが、以前の会議で、辻委員がおっしゃられたことが非常に印象に残ってしまっていて、「消費者と一括りにするのだけれども、被害者の方は一般的な消費者のイメージと、それから配当で何パーセント戻ってくるということで投資や出資を意識している方と2種類いる」という御発言がございました。実際そういう思惑や動機を持たれている方がいるのも実態としてはあるのだと思っておりますので、「意図せず」と書いてあるのですが、私の解釈が違っていなければですが、意味合いがしっかり正確に伝わるように、これも報告書の段階で記載をいただいた方がいいかなというふうに思っております。

それに関連してですが、販売預託商法だけではないですが、何事もリスクがあるのだということを考えるということは大事でありまして、後ろの方のV章のところ、「賢い消費者を育成」の話が出てきておりますけれども、これは「新たな日常における課題への機動的な対応」の中に書かれていますけれども、全体にかかる話として位置付けた方がいいのかなというふうに思っております。

それから最後、5ページの「国際化への対応」のところですがけれども、外国当局との協力というのは非常に大事ですし、消費者庁が頑張りますというふうに書いてあるのですがけれども、やはり警察とか、税関とか、国内の体制、やはり実効性が上がるような形で整備をしていただきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。それでは最後になりますけれども、国民生活センターの松本理事長にお話をいただきたいと思います。前回の検討委員会において、通信販売の定期購入に関する相談件数に関して、委員の方から御指摘がありましたので、国民生活センターにまとめていただいたところ、そちらについても御説明をいただけるということですのでよろしく願いいたします。

○松本理事長 国民生活センター松本でございます。

国民生活センターの相談現場からの意見につきましては、配布いたしました資料の4-1において記載をさせていただいているところです。販売と預託がセットになっている事業について原則禁止というのは賛成です。それ以外のタイプの販売を伴わない預託商法についての相談は相談現場にまだそれほどきていないという状況がありますから、どういう法規制が一番適切なのかは、にわかには言えないところがありますけれども、家庭に眠っているあなたの中古の何々をレンタルで活用しましょうとか言う感じのビジネスが今後出てくるのだとすると、預託を受ける業者と消費者との間の契約内容がどうか、それが相当かというのがおそらく一番大きな焦点になってくるだろうと予想されます。

Ⅲの2のところにも書かせていただいておりますが、行政処分をした場合に、それだけで被害が防げるのかというところがございます。本日は、定期購入に関してですが、資料4-2という委員限りの配布資料のスライド4のところ、定期購入事業者に関する苦情相談が3ヶ月単位でどのように動いているかという表をお付けしております。

例えば、2018年の第一四半期で一番相談の多かった業者は、第二四半期では大分下がって、第三四半期には消えてしまっているというようなことがございます。このように、トップになる業者がしばらくすると下の方に落ちていく、すなわち荒稼ぎをすれば消えていく業者が結構多いということで、このような状況が悪質商法に共通のところがございます。これを許さないための行政処分の在り方を一方で考える必要があるだろうし、他方で相談現場からいきますと、トラブル解決・斡旋のために、ある特定の業者に対する行政処分が、他の業者との関係でも活用できると大変ありがたいという実感がございます。そこで、裁判の場合の判例に近いような、行政処分の先例性というのがもう少し使えるような形で処分をしていただけるとありがたいという気がいたしております。

それから定期購入だけに限りませんが、行政規制としての事業者の義務をきちんと整備する、あるいは禁止行為を整備するということが当然必要ですけれども、それとセットで多くの委員から意見がありましたように、義務違反に民事効果を付与するということが必要だと思います。それについて、定期購入に即してお話をさせていただきます。

まず資料4-2のスライドの1ですが、P I O-N E T全体で、健康食品等の定期購入に関する相談がどういうふうが増えてきているかという数字です。2019年が2018年の約2倍ありまして、2020年も2019年の同じ時期に比べると約2倍になっています。このままでいけば、総数でも2019年の2倍くらいに達する可能性があります。ここで定期購入として挙げているのは、広い意味の定期購入全部に係る相談ではなくて、その中の問題がある、悪質性があるというタイプのものを抽出しております。その中で、お試しとか、モニターという広告を見て申し込んだのが5割強で、それから解約しようとしても、あるいは問い合わせをしようとしても連絡ができないというのが約3割あります。その中身をもう少し精査したものがスライドの2枚目で、これは2019年に国民生活センターが直接受け付けた定期購入に関する相談で、かなり細かい分析をしております。まず一番左側を見ていただきますと、消費者がどういう意識を持って申し込んだのか、契約をしたのかという点では、1回だけの購入だと思っていたというのが全体の3分の2です。複数回の購入、すなわち定期購入だということを認識して申し込んだのが約3分の1ということです。1回だけだと認識するに至った理由は、その次のスライドの3で出てきますが、何回もの契約がセットであるということが分からないような状況下で申し込んでいるということです。そういう人が、2回目配達されてきた等で気がついたので事業者に連絡を取って、私は1回のつもりだったと言おうと思ったのだけれども、電話が繋がらないというのがその内の4分の1。繋がったのだけれども、それはあなたが契約の画面を読まなかったから等々で、約束どおりの期間購入して代金を払えといわれたのが4分の3ということです。このタイプは、1回だけと思わせて、実は全回分払わせるという悪質性の高い商法です。

それから、複数回だということ、何回分か代金を払わなくてはならないということは分かっていたというタイプでありまして、そのうち約半分が予め決められた期間・回数を購入すれば、あとは解約自由だとされているタイプ。もう1つは、そもそも回数の縛りがなくて、いつでも解約可能とされているタイプです。一定回数の縛りがあるもののうち、約3分の1の苦情は、解約のための電話が繋がらないで次の商品が届いてしまうというもの。残りの3分の2が、消費者が解約条件について正しく認識をしていなかった、分かりにくい表示がしてあった等々の場合です。もう1つちょっとタイプが異質と言うか、少し違う論点になりますが、健康食品を使っていてむしろ調子が悪くなったというような場合に解約したいと言っても、約束どおりの期間・回数を買いなさいということで、解約を受け付けてくれないというものがございました。それから、縛りの無いもので、いつでも解約できると思っていたけれども、いつも解約の電話が繋がらないというのが約8割、それから繋がったとしても解約の条件として、発送前何日以内に申し出ないと解約できないと言われて結局解約できなかったというものが約2割ということです。申込みはメールでできるのに、解約だけは電話以外では受け付けられないというものが多ようです。

次にスライドの3で、具体的な現物そのものではなくて、我々が現物をもとにして作っ

たものですが、どういう表示がされているかということです。多くの場合、SNS上の広告を見て、そこからアフィリエイト広告に移ります。そこで効能・効果がすごく強調されている一方、定期購入であることは十分表示されていないことが、アフィリエイト広告の場合が多いです。次に、業者の販売サイトに入っていくのですけれども、とりわけスマホの場合は、縦に長い画面になりますので、どんどんスクロールしていかないと必要な条件が出てきません。おまけに、注文受付終了までのカウントダウン表示というのがある、焦らされることがあります。それから、消費者に有利な部分だけが大きく強調されていて、そうでない部分は大変小さな文字で書かれている。このモデル画面の場合、その間に「今すぐ注文する」というクリック欄がありまして、そこで「今すぐ注文する」を押してしまいますと、その下の小さい文字の解約条件等の縛りの部分をすっ飛ばして一気に注文入力画面に飛んでしまう。わざと詳細な条件はスキップさせるような画面構造になっているところがあります。その上、不利な条件については大変小さな文字でうんと離れたところに書いてあったりします。更に、「利用契約に同意する」というところが予めチェックされていてデフォルトオンになっており、「確認画面へ」というところを押すと利用規約に同意したことになるということになります。

最終確認画面では、特商法で求められている重要な表示が全部出てくるわけではなくて、契約をするかしないかだけを最終確認するということになっており、この画面でいえば1個500円で注文を確定するということなので、1回だけで500円で本当にお試しだと思うということになりかねないということです。

そこで、こういったことを背景にして、資料4-1のIVの「1「詐欺的な定期購入商法」への対応」として我々が要望したいのは、広告や申込みの最終段階の画面上において、価格と契約内容・解約条件を一体として表示することを義務付けて、それらが容易に認識できないような表示は、禁止していただきたいということです。

そのうえで、誤認させるような表示、定期購入なのに1回だけのお試しと思わせるような表示をして契約させた場合は、取消しだと消費した1回目の分の代金を本来の高価格で払わなければならないことになるので、取消しではなくて1回目は約束どおりの価格で、2回目以降については解約できるというような形にするのが、この種の悪質な販売方法抑止には役立つのではないかと思います。

また、アフィリエイト広告やSNS上の広告について販売事業者に一定の責任があるということを明確化していただきたい。それから、業者と連絡がつかないというタイプの悪質商法につきましては、電話に限定している場合は十分な電話の受付体制の整備の義務付けをし、義務違反には、罰則が科されるようにする。さらに、電話に限定していても、電話が繋がらない場合には、それ以外の手段での解約の意思表示も許す。例えば手紙でもかまわないとすることが考えられます。電話が繋がらないなどの理由で解約ができなかった場合、解約日を遡及する措置が必要ではないかと書いてありますが、これをやろうと思うと、電話したけれども繋がらなかったのはいつかということを立てなければならぬの

で、そこは解約の手紙を何月何日に発送しましたという形で証拠として使えるようにすればいいのではないかと思います。

その他、2ページ目のところでいくつか書かせていただいておりますが、プラットフォームの事業者さんには、消費者被害の防止のために一定の対応をしていただきたいし、実際にトラブルが起こった場合の解決にも努力していただきたい。さらに、消費生活センター等が解決しようとしている場合に、是非協力をしていただきたいと思います。

それからVの「新たな日常」における課題」ということで、「送り付け商法」そのものに加えて、代引きや収納代行によって代金が取られてしまっているというタイプの被害があります。これについての一定の被害救済の方法を考えていただきたい。

最後の「今後の検討課題」といたしまして、インターネット等の広告をきっかけにして、水漏れとか、トイレ修理とか、鍵開けとかといった暮らしのレスキューサービスを申し込んだところ、想定外の高額の代金を請求されたというようなケースがございますので、この種のタイプの取引について特商法できちんと位置付けていっていただきたいと思います。以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございます。一応、皆様からの御意見が終わったところなのですが、各委員からいただいたコメント、それから質問について、事務局の方から簡単に答えていただけますか。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。いただきました御意見につきましては、今後報告書の策定を具体化してまいります過程で、個別にもいろいろと調整させていただきながら御意見を反映したり、より具体的な記載が必要だと御指摘いただいたところはそのようにしますし、例示とか脚注があったらいいのではないかという御意見もいただき、あるいはミスリーディングにならないようにという御指摘もございました。その辺については、きちんと皆様の御意見を踏まえて、報告書の案を作って次回の委員会までに原案を作っていくたいと思っております。

何人かの委員から御指摘がありました点についてお答えします。万場委員の方から御指摘があった通販の解約権等の民事ルールの創設のところに対する御懸念・御指摘でございますけれども、この骨子案ですと裸で書いてあって、一般の誰しも、真面目な人も関わってくるような規定をもしかしたら作るのかと思われたかも知れないのですけれども、この議論で、樋口委員や鹿野委員からも御指摘・御説明していただきましたように、あくまでもこのコンテキストは、詐欺的な定期購入商法、意に反して申込みをさせようとする行為をどうしていくかというコンテキストを、まさに「共通の敵」と言いますか、そういう詐欺的な事業者ターゲットを絞ったルールをどう作るかというコンテキストでありますので、万場委員の御懸念もよく考えながら、そういう御懸念が無いように、報告書はより表現や記載内容をファインチューニングしながら、今後の制度設計についてよく調整をさせていただきますと思います。

いずれにしても、ここの最初の基本的な考え方でもありますように、誰彼構わず、

真面目にやっている人まで悪影響を受けて困ったことになるとか、コストがものすごくかかるようになるとか、決してそういう制度改革であってはならないと思っております。他方、悪い人をきちんとこの市場から排除させていくためのルール・仕組み、こういったものを整備していくというのは、消費者・事業者双方にとってのまさに最重要課題であると思っております。

そう考えますと、このまさに詐欺的な定期購入商法で、意に反して申込みをさせようとするような行為を行った事業者との関係において、必要な解約権等の民事ルールと書いてございまして、アナロジーとしては鹿野先生や樋口先生がおっしゃったような、訪販とか電話での不実告知の取消権のアナロジーではあるのですが、松本先生もおっしゃっていたように、中途解約がよいのではないかと、細かく詰めるべき論点がございまして、そういった意味では、より消費者にとって実効的に問題や被害を発生させない、抑止力のある、あるいは被害を回復させる、そういう制度はどうあるべきか考えていこうと思っております。いずれにしても、今後報告書の取りまとめに向けて、よく御相談させていただきたいと思っております。

それから何点か御質問がありましたので、簡単にお答え申し上げます。

正木委員から御指摘のありました、骨子案の4ページで、消費者庁が実施した行政処分の被害回復に繋げていくということで、特定適格消費者団体の行う共通義務確認訴訟の遂行に資するための措置を検討ということでございます。

個別のいろいろな裁判に個々に影響を与えるのではないかと御懸念でございましたけれども、この点も報告書の取りまとめに向けて、より詳細に書きぶりをミスリードの無いようにしていきたいと思っておりますが、ここにありますように個々の裁判のいろいろな例えば契約の取消しをすとか、いろいろな損害賠償請求の個々の裁判ということではなくて、消費者裁判特例法に基づく共通義務確認訴訟の、特定適格消費者団体が原告として提起する時に、裁判で証拠として使えるようなものとして、消費者庁等が行政処分をした事実、違反行為が当然明らかになるわけですが、不実告知をしていたとか威迫・困惑をしていたとか、その違反を処分として公文書に残して処分書というものがあつたりします。どういふものが有効かというのはよく検討しなくてはいけないのですが、何らか特定適格消費者団体が裁判を行う際に証拠として使えるような資料も、行政庁から交付できることで、その裁判の1つのプロセスに行政処分を行ったという事実もきちんと伝えられる、接続できるようなことも考えられないかという趣旨でございまして。それから、正木委員から、業界の自主的な取組もいろいろあるという御指摘で、まさにそのとおりでございまして、個社のいろいろな取組があつてそれを分かりやすく消費者に示していくような枠組みという議論もございまして。樋口委員からプラットフォームに係る取引の基本原則の確立ですとか、あるいは永沢委員からプリンシプルを明らかにすとか、そういう、より消費者がよりインフォームドされた状態で、プラットフォームを介した取引を行っていく。そういった意味での個社の取組のエンカレッジとその分かりやすい市場での開示といひますか、示

し方という論点もありますし、ベストプラクティシズを各業界で共有していく、それはプラットフォームだけではなくて、いろいろデジタル通販もそうでしょうけれども、そういう意味での業界の取組というのもあると思います。通信販売の世界ではJADMAマークとかあって、通信販売協会がブランド力もアップさせる術として、あるいは消費者の信頼と期待という言葉が委員の中からもございましたけれども、まさにそういうものを作っていく、そういうベストプラクティシズを体現する意味でのその業界での協調というものもあると思います。

さらに、デジタル・プラットフォームの部分の骨子案で示してありました、行政庁とデジタル・プラットフォーム業界の情報交換、情報共有の何らかの枠組み・メカニズムというのをございまして、これは更に問題のある行為、あるいは問題のある個々の事業者の情報などを、しっかり守秘義務をかけてできるだけ早く情報共有したり、それをベースに共通のアクションを起こしたり、共同のアクションを起こしたり、いろいろあると思いますけれども、より市場の問題を排除するための、より秘匿性の高い情報共有のメカニズムという、そういうレベルもあってもいいと思っております、何段階かありますので、そういった意味で各所にいろいろ記載が出てきております。ただ、ちょっとこの辺、分かりにくいという御指摘もあるかもしれませんが、報告書に書く段階で御指摘も踏まえて整理をすべきと思っております。

それから、池本委員から、アフィリエイト広告の違反行為の対応について御質問がございました。特に現行法の解釈論でも対処できることがあるのではないかという問題意識でございまして、これは消費者庁といたしましても全く同じ考えでございまして、具体的に申し上げますと、1つは池本委員の資料にございまして、アフィリエイト広告の問題が、ある違反の広告の表示について通信販売業者もそのまさに責任を負うという解釈、これは特商法でも同様に解釈してよいのかというのが、まず1点目でございます。これはもちろん販売業者の責任が問えると言え得ると思います。もちろん個別のケースで、個別の事実認定をしなくちゃいけないということでございますけれども、販売業者がアフィリエイト広告をアフィリエイトに委託して、自分は知らなかったということで特商法違反が免罪符になるということは決してないものでございまして、通信販売業者、販売業者等の違反が必ず問い得るということになると思っております。

2点目につきまして、アフィリエイトサービスプロバイダー（ASP）が表示内容の決定まで関与していて、実際に通信販売事業者と共同して通信販売を展開していると、その主体としてよいかということで、誇大広告等の禁止ですとかということでございましてけれども、これも通信販売業者とASPが一体となって販売業者性を帯びているのであれば特商法違反になるということになると思います。この辺、ASPとその販売業者の関係がもう少し薄いか、いろいろなケースがあるかもしれません。そういった時にはいろいろ考えられますので、ある程度今後の検討課題として論点を整理させていただいておりますけれども、報告書に向けて、その辺をどのように論点を整理していくかということも含めて

よく考えていきたいと思っております。

それから3点目、インターネット広告ですので、すぐ消えたりとか、変わったりと、違反があったのが無くなったりとか、そういう事があるかもしれないのですけれども、このデジタル通販に限らず特商法の行政処分の規定ですけれども、違反行為が仮に止んだり、直されたりしたとしても、行政処分を行う根拠の時に、購入者等の利益ですとか取引の構成が害される恐れがあると認められれば、行政処分を行うことができるという規定になっております。実際に、違反行為が直されていたり、止めてしまっていたり、消えていても行政処分をやった事例もございますし、その際にはもう1回同じ違反行為を繰り返されるおそれがやっぱり高いですとか、一時的に止めている場合も当然ありますし、そういったことを認めれば、違反が直ったから行政処分ができないということは決してございませんので、その点も解釈でより明確に、通達とかで明確化するという事も考えられると思いますので、この辺も今はっきりと事務局から御説明はさせていただきましたけれども、今後より明らかになるように、報告書の取りまとめ作業の過程、あるいはその後のいろいろな実務的な作業の過程でもしっかり対応をしていきたいと思っております。

あと、荒井委員から1点、販売預託取引の禁止のところ、事実上の金銭の支出を意図せずするということについて御下問がございました。この表現が入っているのは、我々販売預託商法に関する今までの行政処分、ジャパンライフですとかWILLとか、類似にわたって行っているのですけれども、実際に被害にあった消費者の方の状況を聞くと、消費者の中には、出資とか投資のリスクをとって怪我をしても多少前に進むようなタイプの消費者もいるのですけれども、本来だったら出資とか投資というと、やはりお金を出して、場合によっては元本も割れるかもしれないし、場合によっては返ってこないかもしれない、そういうリスクがあるので本来投資とか出資と言われたら決して契約しなかった、足を踏み入れなかったという方々でも、物を販売した代金だけなのですよみたいな、非常にカムフラージュする術としてもこの手口が使われておまして。そういった意味で、実際には元本も無くなるかもしれない、お金を失うかもしれない出資とか投資という実態があるにも関わらず、物の販売という体裁をとることで凶らずも事実上危ない取引に足を踏み入れてしまっていたという被害者が非常に多かったという実態がございまして、そういったところも金融商品取引法ですとか、信託業法とか、そういったところできちんとした規制があって、ルールと監督がある世界にもかかわらず、そういった正面からの法律でもオーソライズされずに、こういった取引の不慣れな消費者を騙すような形で、事実上の投資的な行為に巻き込む、まさに凶らずも金銭の出捐をさせると、そういった手口であるというのがこの販売預託取引の1つの詐欺的な論拠とも言えるかと思っております。そういった意味で「意図せず」という表現を入れたところでございますが、この辺も骨子でございまして、若干言葉がわかりにくいところがあるかも知れませんが、報告書をまとめる段階ではきちんとわかりやすいように努めたいと思っております。また委員の皆様とよく御相談をしながら、きちんと最終報告書を取りまとめていきたいと思っております。

ます。事務局からは以上でございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。「意図せず」ではなくて、「図らずも」なのかもしれませんが、いずれにしても今のような説明でございます。

それから、万場委員からですね、一言言っておきたいというお話があるようなので、手短かに御発言をお認めしたいと思います。

○万場委員 具体的な条文等を詰める段階でまた御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから先ほど永沢委員の方から、意見書の中の3ページで、有名企業の化粧品の例というのが出ましたけれども、私どもの協会も苦情相談を受けていますが、こういう例を耳にしたことがないものですから、この場でなくて結構です。後ほどですね、内容について詳細にお伺いできればと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○河上委員長 どうもありがとうございました。私は、万場委員がいろいろ反対の立場をお持ちだとおっしゃっていましたが、決してそうではないという認識でした。むしろ、基本的な方針はこれで賛成だという前提で、御発言をされたという認識だったものですから、具体的な問題になった時にまた後ほど御相談をさせていただければと思います。よろしく願います。

皆様、時間がだいぶ超過してしまい申し訳ございませんでした。本日の御議論を踏まえまして、私の方から総括というのはちょっと大仰ですけれども、一言申し上げたいと思います。

全ての委員の皆様には、本年の2月以来、非常に精力的に、しかも密度の濃い議論をしていただきました。ツールとしてもなかなか至らない所はあったのですが、いろいろ意見書を頂戴したり、事務局との応答の中でお力をいただいて、ここまで報告書の骨子案ができたということで、心から御礼を申し上げたいと思います。

改めて、我が国の消費者取引をめぐる現状を見ますと、まさに大きな変革期に差し掛かっております。と言いますのも、まず第1に少子高齢化などの人口構成の変化に伴いまして、我々を取り巻く経済的、社会的環境が大きく変化している。そうした中で、1人暮らしのお年寄りの増加でありますとか、地域社会における過疎化の進展、それから都市部では核家族化というような状況があります。誰もが本来持っている潜在的な「脆弱性」というのがあるわけですが、そうした中で消費者が持っている脆弱性が顕れやすい環境というものも多く出てきているわけです。今の新型コロナ渦の自粛の中で、それが更に顕在化しているということがございます。

また、民法改正で成年年齢が引き下げられるということで、20歳に満たない若年成人に対する対応が求められているといったような、非常に大きなうねりの変革期にあるということでもあります。こうした状況を前に、受け身の姿勢でいるというだけではなくて、やはり法整備とかルールの整備という側面から、能動的に積極的に捉えて、アンフェアなこ

とは許されないのだと、正直者が馬鹿を見るような社会というのではまずいと思います。だから、頑張った人が報われる、フェアで透明性の高い市場と社会を作っていく。信頼性のある公平な社会の維持・獲得が、これは事業者にとっても消費者にとってもますます重要になってきていると認識しております。こうした観点から、販売預託取引の原則禁止を始めとする預託法の抜本的な制度改革、あるいは特商法違反行為に対して迅速かつ厳正に対処していくための特定商取引法の法改正の必要について、この検討委員会の皆様の総意で基本的方向性としてコンセンサスを得られたということは、歴史的にも意義のあることだと言っているのではないかと思います。

それから第2番目に、社会全体のデジタル化についてでありますけれども、これは我々の暮らしや日常の営みを、従来の延長線にない、全く新しい局面に導いているというふうに考えられます。それは消費者が多様な選択肢の中から、本当に必要なものとか欲しいものを選んで簡単に手に入れる、未だかつてない便利な社会への入口でもあるわけでありませう。消費者にとってもこれが大きな恩恵だというふうに思われるデジタル社会について、消費者がより安心して取引を行っていくことができるような、透明でフェアな市場環境、これを積極的に作っていくということが、むしろ活力ある経済社会の実現と豊かな消費生活の実現という双方の観点から極めて重要であると考えられます。

こう考えてみますと、ネット通販、あるいはデジタル・プラットフォームというものを介した取引などでは、より高い規律と透明性・公正さの確保に向けて、産業界においても、自主的に高いモラルに基づいた取組みを力強く推進していただくということが必要であります。現に行われているということではございますけれども、これを更にエンカレッジするということが必要になります。

デジタル分野などでの悪質業者を何とかして皆で排除する。そして、問題事案となったものの解消に向けて、力を合わせてこれを排除するための制度的な枠組み、これを作る。そのための実効性のある法整備というものをしっかり実現していくということが、不可欠になっていると考えられるのではないかと思います。

最後に、新型コロナウイルスへの対処が、今日における社会の最優先の課題の1つとなっているという厳然たる事実もはっきり捉えて行動していく必要があります。私自身もそうなのですが、様々なことに気を使って、従来とは違う見えないリスクというものを常に意識し、毎日心細く、それでもなんとか前向きに生活をしていかざるを得ないわけですが、こうした問題状況は置かれた立場や考え方で多少の違いはあるにしても、ほぼ全ての国民が共通して抱えているわけですし、「新たな日常」の中での新たな不安というものではないかと思います。こうした新たな不安をできるだけ払拭して、高いレベルで我が国の消費者取引の安全性、透明性、公正さを確保していくということは、これまで以上に重要な課題になっているということでもあります。

こうした状況に、むしろ後手後手ではなくて、先手先手で事前に対策を講じるというプロアクティブな、そういう対応をしていくことが検討委員会での皆様の意見であろうとい

うふうに思いました。今日もそういう御発言を背景にして発言があったという認識でございます。

つまり、必要な制度改革を断行する。そして厳正な法執行を実施する。更に産業界、自らの創意工夫、問題解決を行っていかうとする努力、これをエンカレッジする。さらに、消費者の賢く適切な判断を導く消費者自身の認識や意識、これを向上させる方向での施策。この3つを、いわば「三位一体」という形で、この特商法、預託法の分野から初めていかうということでございます。

そうした観点から考えますと、今日御議論いただいたこの検討委員会の報告書骨子、これはこれまで皆様の出していただいた御意見の上に立って、ここまでまとめてきたものがあります。少し文言的に足りないところ、もうちょっと踏み込んで書いた方がいいところとかいろいろあります。誤解を受けないように書き足していった方がいいものが随分あるわけですが、基本的には皆様賛成だというふうに言うてくださったということに、心から御礼を申し上げたい。これまでの御意見で、今後の政策の大方針というべきもの、これが検討委員会の総意、コンセンサスがあるということにしたいと考えておりますけれども、御異論ございませんでしょうか。

基本的に、微修正はもちろんやりますし、もうちょっと踏み込んだ方がよい部分もあろうと思っておりますけれども、個人的にはアフィリエイトの問題なんかはもっと表に出した方がいいのではないかという気持ちもあるわけですが、いずれにしてもこの検討委員会の一応のコンセンサスとして、この骨子をお認めしてよろしゅうございますか。

御異論が無いようですので、今日の検討委員会で提起していただいた御意見・御質問等も踏まえた上で、次回会合までにこの検討委員会の報告書案、骨子ではなくて報告書案という形で事務局に大車輪で策定作業をしていただいて、取りまとめていただくということによろしいですか。

よろしいようであれば、本日の議論はこのぐらいいたしまして、次回の日程について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。次回の日程につきましては、8月19日水曜日、14時から16時に開催したいと考えております。今回は、本日委員の皆様からいただきました御意見も踏まえまして、より詳細に検討調整をした上で、報告書の案を皆様に御提示して御議論していただいた上で取りまとめをさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○河上委員長 最後になりましたけれども、伊藤長官、一言お願ひ申し上げます。

○伊藤長官 本日は大変遅くまでありがとうございます。河上委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、2月以降、このコロナ禍でも熱い議論、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。なかなかテレビ会議ということで、いろいろ御不便をおかけしたところもあろうかと思っておりますけれども、御協力いただいたことに関しましても心から感謝をしたいと思います。

先ほど、河上委員長から、大変どっしりとした取りまとめをしていただいたと思います。消費者庁ができて10年で、またギアを上げて次のステージに行きたいと思っているわけですが、悪質事業者というのですか、消費者被害の防止に向けて、迅速厳正な対応ということと併せて、そういった消費者被害が起きないように仕組みを作るというのが非常に大事だと思っております。また、今日お話がございましたけれども、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引については別に検討会をやっておりますので、一部重なる部分があるかと思っておりますけれども、これも連携してまた進めていきたいと思っております。

今日、非常に貴重な御意見をいただきました。たくさんの方岐にわたる課題でございますので、できるだけ早くやれることはやっていきたいと思っております。

今後、いただいた大方針に従って、報告書を直すのはもちろんでございますけれども、実務的な面と、あとはどういうふうに条文化、あるいはガイドラインにするとか、通知に落とすとか、どういうふうに仕組みを作っていくかということについて、法律的な視点も含めて具体的に詰めさせていただきたいと思っております。その過程において、いろいろと個別に御相談させていただくこともあろうかと思っておりますが、何卒その点は知恵を拝借いただけますよう、心からお願いいたします。

本日は、本当に長時間ありがとうございました。重ねて、河上委員長をはじめ、委員の皆様方に御礼を申し上げて、今日の御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○河上委員長 どうもありがとうございました。

なお、本日の議論につきましては、運営要領に基づきまして、議事録を作成して皆様に御確認いただいた上で、公表したいと思います。また後で、出来上がった議事録を皆様に届けますので、直していただけたらと思います。

本日はお忙しいところ御参集いただきまして、時間もだいぶ長くなってしまって申し訳ございませんでしたけれども、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。それでは、第5回検討委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。